

平成27年度事業計画について

1 基本方針

政府の経済見通しによりますと、平成27年度経済は、先行きのリスクとして海外景気の下振れ及び金融資本・商品市場等の動向等に留意が必要であるものの、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれるとされています。しかし、経済指標による景気回復ではなく、我々の日常生活で実感できる景気回復が見込まれるかといえば、なかなか難しいように思われます。

こうした状況にあっても、当センターでは、引き続き、高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会の確保及び組織的提供を行って、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として事業を実施する一方、平成27年度は次の三点を重点に実施していくことを基本方針とします。

第一は、就業開拓活動及び普及啓発活動の強化です。平成27年度も平成26年度に引き続き、京都府下の最低賃金の動向を踏まえて配分金見積基準最低単価の改定を実施しますが、受注への影響が非常に懸念されます。さらに、京都市の自転車等駐車場（駐輪場）の就業の多くを失ったことから、受注の減少を最小限に抑え、新規受注の獲得及び受注の拡大のため、就業開拓活動及び普及啓発活動を積極的に実施します。

第二は、安全・適正就業の強化です。平成27年10月から労働契約申込みみなし制度が施行されることから、適正就業実施のための取組を強化する一方、就業中又は就業途上における事故を未然に防止する安全就業実施のための取組を強化します。

第三は、事業基盤の整備です。事業推進の不可欠な基盤である事務所の整備を実施していくほか、事務局の体制の整備を行います。

2 目標値の設定（第5次中期計画数値）

会員数、契約金額及び就業実人員について目標値を設定し、その達成に向けた取組を積極的に推進します。

(1) 会員数	5,450 人
(2) 受託金額（請負・委任分）	1,560,000 千円
(3) 就業実人員	3,960 人

3 個別計画

(1) 受託事業

臨時的かつ短期的な請負・委任による就業又はその他の軽易な業務に係る請負・委任の就業に関する業務を効率的に推進します。

なお、京都府下の最低賃金の動向を踏まえ、平成27年度から配分金見積基準最低単価を改定します。

(2) 独自事業等の推進

就業機会の拡大、自主財源の確保及び地域貢献をリスクなく果たすことができる独自事業を検討及び推進に努めます。

(3) 職業紹介事業

京都府シルバー人材センター連合会からの受託事業として、臨時的かつ短期的な雇用の紹介又はその他の軽易な業務に係る雇用の紹介に関する業務を有料で実施します。

(4) 一般労働者派遣事業

京都府シルバー人材センター連合会からの受託事業として、臨時的かつ短期的な派遣又はその他の軽易な業務に係る派遣に関する業務を引き続き実施します。

(5) 講習会の開催

雇用や就業を目的に実施しているシニアワークプログラム講習及び技能講習などを引き続き積極的に実施します。

(6) ボランティア活動等の推進

高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るため、地域社会における清掃活動などのボランティア活動等を積極的に推進します。

(7) 就業体験等の実施

高齢者の社会参加を支援するため、就業等を体験できる機会の提供に努めます。

(8) 普及啓発活動の推進

地域社会でシルバー人材センター事業の普及啓発を図るため、各区で開催される区民まつりをはじめとする地域での各種イベントに積極的に参加し、啓発ビラの配布、パネル展及び相談コーナー等の設置などの普及啓発活動を各地域できめ細やかに展開するとともに、新聞等のマスコミ媒体の活用を検討します。

さらに、毎年10月の「シルバー事業普及啓発促進月間」の活動の参加者を拡大し、街頭啓発活動を引き続き実施します。

また、平成16年8月1日からホームページを開設し、インターネットを通じてのシルバー人材センター事業の理念、目的及び仕組の普及啓発に取り組んでいます。平成27年度も引き続き、ページの公開と内容の更新を実施します。

(9) 就業開拓活動及び受注対応体制の強化

当センターの配分金見積基準最低単価の改定に伴う受注の減少を最小限に抑え、受注及び就業機会を確保するため、当センターの最重要課題として取り組んでいる受注の開拓及び確保のための活動を強化します。

受注の開拓は、京都市をはじめとする公共機関ほか、一般・家庭、社寺仏閣、民間企業、各種団体及び事業所等へ就業開拓員が積極的な働きかけを行っていきますとともに、既に発注をいただいている発注先に対しては受注の拡大を依頼していくなど、就業開拓委員会を中心に、役員、会員及び事務局が一丸となって取り組みます。

さらに、会員一人ひとりが就業開拓を自らの課題として、それぞれの地域において、口コミ等による就業の開拓など日常的な取組を強化します。

また、発注者から発注の問い合わせなどがあつたとき、機会を逃すことなく迅速かつ的確に対応し就業提供できる体制を整えるため、会員の現況及び就業希望を正確に把握します。

(10) 相談及び情報提供

雇用、就業、職業能力開発及びボランティア活動等に係る相談及び情報提供を行います。

(11) 安全・適正就業の推進

安全・適正就業委員及び地区安全対策員を中心に、安全・適正就業に関する取組を強化します。

具体的には、安全就業対策として、安全就業行動マニュアル及び安全就業必携ハンドブック等の配布による安全就業意識の向上、カラーコーン、コーンバー及び矢印板など安全防具の貸出、安全パトロールの実施による作業現場の安全確認及び安全講習会の実施による交通安全意識の向上などを図ります。

また、適正就業対策として、会員就業基準を段階的に実施する一方、発注先へ直接訪問して、長期間・長時間就業の解消、就業機会の分かち合い及び就業形態の適正化について理解を得て実施します。

(12) 調査研究

法・制度の変更に適確な対応をしていくため、行政機関及び他のシルバー人材センター等との連携を緊密にして、情報収集及び調査研究を行います。

(13) 定期総会、理事会及び専門委員会の充実・強化

当センターの課題を専門に取り扱う専門委員会での取組を積極的に推進することで、理事会機能をバックアップし、定期総会での当センターの意思決定に会員の意見を反映させることができる組織体制の構築に努めます。

(14) 会員の増強

健康で働く意欲をもつ高齢者が自己の知識、経験、技術及び技能を活かして地域社会に貢献し、生きがいを充実していただくことは、当センターに与えられた責務であります。

このため、毎週金曜日開催している入会説明会において、シルバー人材センターの基本理念、仕組、事業内容、現状及び会員の役割等を説明し、出席者にシルバー人材センターについて正しい理解と認識をしていただき、その上で入会していただくよう努めます。

なお、入会希望者に対する入会説明会は、毎週金曜日午前10時から、本部、東部支部及び北部支部で引き続き開催します。

(15) 会員組織の充実・強化

ア 地域班の強化、活性化

地域班では、引き続き、会員への円滑な情報伝達、地域におけるニーズの把握及び掘り起こし並びに入会促進などの活動を行い、活動の強化及び活性化を行います。

イ 職群班の組織化、活性化

職群班が未設置の職群においては役員、会員及び事務局が一体となって職群班の組織化に努め、職群班が設置されている職群においては会員主体で職群班活動の強化に努めます。

(16) 事務局体制の充実・強化

「自主・自立、共働・共助」の基本理念を踏まえて、適正な事業運営を推進するとともに、会員の増加や事業規模の拡大等に伴い、今後一層増大する事務を円滑に処理していくため、事務局体制の充実及び強化に努めます。

(17) 施設の充実・拡充

「ばあばサービスピノキオ」を含む福祉・家事援助サービス及び地域班をはじめとする会員活動の拠点事務所である二条城事務所の今後に向けた整備をします。

さらに、発注者及び会員の利便性並びに事業推進の観点から、引き続き、当センターの施設の充実及び拡充に努めます。

(18) 財政基盤の安定・強化

事業経費及び事務局経費の縮減に努めて支出の削減を図り、さらに未収金の回収を強化するなど、財政基盤の安定及び強化を実施します。